

## はじめに

### ガス圧接工事業の近代化計画と 構造改善事業実施計画

#### (1) 業種指定と近代化計画

私共のガス圧接業界は、昭和58年11月18日付で鉄筋工事業（ガスを使用して鉄筋を圧接する工事を行うものに限る。）（近促法第2条第1項第53の3）という政令指定を受けております。（以下ガス圧接工事業と略称する。）

#### (2) 特定業種指定と構造改善計画

また申請中の特定業種の指定が本年度政令公布されますと、昭和61年4月1日から近代化計画と同時に向う5箇年にわたる構造改善事業を実施することになります。

即ち、ガス圧接工事を営む企業全体が、指定業種として国から指定を受けた訳ですから、指定を受けた業界全体が、国の施策としての事業を立派にやり遂げて、国の付託に応えなければならない時期が到来しているのです。

もし、業界が国の施策である近代化計画や構造改善事業を実施し得なかったとしたら、どうなるでしょうか。不況克服はおろか、国の施策を行えない業界として、時流に取り残され、やがて淘汰される以外にありません。

ぜひとも全国のガス圧接業を営むすべての皆さんが、一致団結して、業者ぐるみ計画に参加していただくことを祈念してやみません。

昭和60年11月

全国圧接業協同組合連合会

会長 土屋 隆